

## 埼玉県総合リハビリテーションセンター ESCO 事業に関する「予想されるリスクと責任分担」及び「事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項」について

平成14年12月18日に公表した「埼玉県総合リハビリテーションセンター ESCO 事業実施方針」における、第3の2の「予想されるリスクと責任分担」、及び第6の「事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項」を下記のとおり公表します。

### 記

1 第3の2の「予想されるリスクと責任分担」については、別紙「予想されるリスクと責任分担表」のとおり決めました。

2 第6の「事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項」については、以下の事項を決めました。

(1) 本事業継続に関する基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、契約において、想定される本事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。

(2) 本事業の継続が困難となった場合における措置

ア 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

(ア) 事業者の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合、県は、契約の定めに従い契約を解除することができます。

(イ) 事業者が倒産し、又は財務状況が著しく悪化し、本事業の継続的履行が困難となった場合、県は、契約の定めに従い契約を解除することができます。

(ウ) 前各号の規定により、県が契約を解除した場合、県は、事業者に対し契約書の定めに従い、新たな事業者への本事業の引継ぎ等を求めることができます。

イ 県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

(ア) 県の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合、事業者は、契約を解除することができます。

(イ) 前号の規定により、事業者が契約を解除した場合、事業者は、県に対し契約書の定めに従い、生じた損害に対する賠償を求めることができます。

ウ いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

県と事業者は、契約書に具体的に列挙した事由ごとに、契約書の定めに従い適切な措置を講じるものとします。

3 意見の受付及び回答

以上の事項に関する意見は、実施方針の別紙（意見書）により郵送またはファクシミリで受け付けます。受付期間は平成15年1月6日（月）から平成15年1月9日（木）まで。

埼玉県総務部管財課（設備担当）

住 所 〒336-8501 埼玉県さいたま市高砂三丁目15番1号

電 話 048-830-2596

F A X 048-830-4736

別紙 予想されるリスクと責任分担表

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			県	事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの		
	提案書の誤り	提案書で提示されたエネルギーの削減が達成できない場合		
	第三者賠償	調査・建設・維持管理による騒音・振動等による場合		
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		
	制度の変更	消費税の変更に関するもの		
		収益目的の事業実施に伴う税、消費税以外の税に関するもの		
	事業の中止・延期	県の指示によるもの		
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期		
		施設の建設に必要な許可等の遅延によるもの		
県の不注意等による施設の建設に必要な許可等の遅延によるもの				
事業者の事業放棄、破綻等によるもの				
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期		
	物価	急激なインフレーション・デフレーション (設計費に対して影響のあるもののみを対象とする。)		
	設計変更	県の提示条件、指示及び判断の不備によるもの		
		事業者の指示及び判断の不備によるもの		
	応募コスト	応募コストの負担に関するもの		
	資金調達	必要な資金の確保に関するもの		
建設段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期		
	物価	急激なインフレーション・デフレーション (建設費に対して影響のあるもののみを対象とする。)		
	設計変更	県の提示条件、指示及び判断の不備によるもの		
		事業者の指示及び判断の不備によるもの		
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		
	工事費増大	県の指示・承諾による工事費の増大		
		事業者の指示・判断の不備による工事費の増大		
	性能	仕様不適合(施工不良を含む。)		
一時的損害	引き渡し前に工事目的物等に関して生じた損害			
支払関連	サービス料金支払いの変動	サービス料金の変動に係る事務手続き		
	支払遅延・不能	県に起因する支払の遅延・不能によるもの		
		利益の修正等のために支払が遅延する場合		
		計測・検証報告の遅延により支払いが遅延する場合		
		ペナルティーの支払いの遅延・不能によるもの		
	金利	市中金利の変動		
瑕疵担保	隠れた瑕疵の担保責任			

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			県	事業者
維持管理関連	計画変更	用途の変更、県の責による事業内容の変更に関するもの		
	維持管理費の上昇	上記以外の要因による維持管理費の増大		
	立ち入り許可	施設への立ち入り許可が下りない場合の事業未遂行		
	設備の損傷	県の故意・過失または県設備に起因する設備への損傷・傷害		
		その他の原因による設備の損傷・傷害		
施設損傷	事業者の故意または、設備に起因する事故・火災による県施設の損傷・傷害			
	上記以外の事故・火災による県施設の損傷			
計測・検証	機器の不良	省エネルギー機器が所定の性能を達成しない場合		
	計測・検証	計測・検証の虚偽報告		
		計測・検証に必要な県からの情報提供の遅延・不能によるもの		
	光熱水費単価	光熱水単価の変動		
	ベースライン調整	県施設・機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更		
上記以外の変動要因の場合				
保証関連	性能	仕様不適合（施工不良を含む。）		
		仕様不適合による施設・設備への損害、県施設運営・業務への障害		